

総社市役所
〒719-1192
総社市中央一丁目1番1号
☎ 0866-92-8200

まぐらし

協会けんぽご家族の無料特定健康診査

協会けんぽに加入している40歳以上75歳未満の家族を対象に、特定健康診査を行います。

日時 11月8日(出)、12月5日(金) いずれも午前9時から10時まで

場所 総社市保健センター

持参品 健康保険者証、特定健康診査受診券

その他 特定健康診査の予約は不要。同日に市が実施するがん検診を希望する場合は、実施日の2週間前までに健康づくり課(☎②8259)に申し込んでください

問い合わせ 協会けんぽ岡山支部(☎086-803-5784)

障がい者(児)への日常生活用具の助成対象が拡大

10月から、在宅の障がい者(児)に助成している日常生活用具の対象を追加するとともに、対象者を拡大しました。

■追加した日常生活用具 人工内耳用体外装置

対象者 聴覚障がい、人工内耳を装着している人(条件あり)

助成上限額 20万円

本人負担額 原則1割負担

■対象者の拡大 難病患者や重度以上の知的障がい者(児)で意思表示が困難な人

対象用具 紙おむつ

助成上限額 1か月につき1万2000円

本人負担額 原則1割負担

助成を希望する人は、申請の手続きが必要です。条件がありますので、購入前にお問い合わせください。

問い合わせ 福祉課障がい福祉係(☎②8269)

社会保険料控除証明書の送付は11月上旬

年末調整や確定申告に必要な「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、11月上旬に日本年金機構から送付されます。

送付されるのは9月30日までに国民年金保険料を納付した人で、10月1日から年末までに今年初めて国民年金保険料を納付する人は、来年の2月上旬に送付されます。

女性の権利ホットライン強化週間

11月17日から23日まで、全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間です。女性の権利問題について、法務局職員と人権擁護委員が電話相談を受けます。

期間 11月17日(月)から21日(金) 午前8時30分から午後7時まで。22日(土)・23日(日)、午前10時から午後5時まで

電話番号 0570-070-810

問い合わせ 岡山地方法務局(☎086-224-5761)

DV・性暴力被害の相談

11月12日から25日まで、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。DV(配偶者等からの暴力)やセクシュアル・ハラスメントなどの被害を受けたら、一人で悩まないで相談してください。

相談先 ▼岡山県女性相談所

☎086-235-6060(月～金曜日、祝日・年末年始を除く) 午前9時から午後4時30分まで

▼岡山県男女共同参画推進センター ☎086-235-3310(火～土曜日、祝日・年

おたふくかぜ予防接種 助成対象者を小学6年生までに拡大

10月から今年度に限り、おたふくかぜ予防接種の費用を助成する対象者を、小学6年生までに拡大しました。

対象者 満1歳児から小学6年生までの児童
助成回数 生涯に1回限り(今までに助成を受けた人は対象外)
助成額 上限3000円
助成期間 平成27年3月31日まで(平成22年4月1日以前に生まれた児童は、平成26年10月1日以降の接種分から)

助成方法 ▼市内の医療機関の場合 各医療機関で定める予防接種料金から助成額を差し引いた金額を請求されるので、その額を支払う ▼市外の医療機関の場合 医療機関に接種費用を全額支払った後で、平成27年4月10日(金)までに市こども課へ請求

その他 接種時には、母子健康手帳、小児医療費受給資格者証を持参してください。任意の予防接種ですので、目的、効果、副作用などをおかかりつけ医とよく相談し、接種してください



問い合わせ こども課母子保健係(☎②8261)

犯罪被害者週間

11月25日から12月1日まで、犯罪被害者週間です。犯罪の被害

納めた国民年金保険料の額を申告すると、その年の課税所得から控除され、納める税金が減額されます。

問い合わせ 倉敷東年金事務所(☎086-423-6153)

よう。▼自転車は早めにライトを点灯しましょう

問い合わせ 人権・まちづくり課安全安心係(☎②8249)

消費生活ワンポイントアドバイス

インターネットでの買い物物は、次のようなトラブルに注意。
▼商品が届かない ▼注文したものでない商品が届いた ▼サイトに連絡先の電話番号の表記がない

対処法 代金前払いのリスクの大きさを認識する。個人名義の銀行口座に前払いしない

トラブルに遭ったと感じたり、不安に思うことがあれば、早めに相談してください。

問い合わせ 人権・まちづくり課安全安心係(☎②8249)

広島土砂災害義援金は寄付金控除に

8月に起きた広島土砂災害に日本赤十字社などを通じて義援金を支払い、受領証が発行されている場合は、確定申告で寄付金控除の適用を受けることができます。

問い合わせ 倉敷税務署(☎086-422-1201)

給付金の申請はお済みですか

臨時福祉給付金と、子育て世帯臨時特例給付金の申請はお早めに。

■臨時福祉給付金

支給対象者 平成26年度分の個人住民税(均等割)が課税されていない人
※課税されている人の控除対象配偶者または扶養親族となっている人は除く。
※生活保護の被保護者などは除く。

申請期限 平成27年1月5日(月)まで(当日の消印有効)

■子育て世帯臨時特例給付金

- **支給対象者**
- 次のどちらの要件も満たす人
- ①平成26年1月分の児童手当が特例給付を受給している人
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人
- **申請期限**
- 12月16日(火)まで(当日の消印有効)

問い合わせ 臨時福祉給付金等支給対策室(☎②8396)

市役所・各支所・各出張所窓口、または郵送で